

2019(令和元年) 11月 1日  
発行・編集者(総務代行) 関 光行

# 大川美園町内会会報



## 大川美園会館の避難所の取り扱いについて

### 《生活安全部》

去る8月22日(木)午後1時30分より美園会館の「避難所」の取り扱いについて七飯町総務部情報防災課(3名)と町内会役員(4役)が交渉を行いました。

今年の総会の中でも指摘されたように日本各地で地震や台風による豪雨の被害が頻繁におきているので、町内会も早急に対策が必要とし「避難所」の交渉をした結果、下記の回答が示されたのでお知らせ致します。

#### ・会館使用の在り方について

「避難所」と「避難場所」の違いの指摘

避難所 → 長期に渡って避難させる所である。

避難場所 → 一時的に避難させる場所である。

よって美園会館は「避難場所」であるとのことで長期に避難させる場所ではないので水、食料、布団、毛布などの確保の必要はない。

美園会館前の「避難所」と記載している看板は間違いであり早急に取り替える。

「避難所」は大中山コモンと大川コミュニティセンターに位置付けしている。

#### ・町内会として避難要支援者の救済事故に係わる責任について

災害時に自主防災組織(美園町内会)が自主的に避難要支援者を車等で会館まで移送する際に事故等が起こった場合、避難要支援者を会館まで移送するのは緊急避難行為に該当する可能性があり、その場合は刑事責任を負わない可能性がある。

一方民事倍賞責任については、緊急避難行為であってもその責任を負う必要があることから、自主防災組織の活動中にこのような事故を起こし、ケガ等をさせてしまった場合は、基本的に個人の責任になり、個人で倍賞責任を負う必要があると思われる。

ただし、本件には様々な状況が想定され、内容が非常に複雑であるため、上記が適用されない事が十分考えられる。

したがって、避難要支援者の救済は七飯町が対応するので自主災害組織(美園町内会)としての移送等は行わない。

会館は自主的に一時的な非難場所として扱い災害時のときは七飯町と連絡取りながら対応することと致します。

※ なお、12月15日(日)に美園亭開催を予定しております。その時に七飯町の情報防災課の講師を招いて避難勉強会を予定しておりますので、ぜひ聞きに来て下さい。

# 町内会の交通事故ゼロに

交通安全の立て看板取り替え

《生活安全部》

十数年経っている町内会の交通安全と空き巣（盗難）に気を付けましょうの立て看板を生活安全部長の徳田さんと管理人の高柳さんに9月18日取り替え作業をしていただきました。

今回取り替えたのは枠組みが腐敗している13枚で台風シーズンが到来する前に作業に取り掛かってもらいました。看板は鉄板からアルミパネルに取り替えたので、きれいに仕上がっており運転席からも見やすくなっています。

また、空き巣（盗難）にも気を付けて下さい。特に長期不在のときは隣近所声を掛け合いお互い気を付けましょう。



## 秋のパークゴルフ大会開催

天候 には勝てず途中で中止

《成年部主催》

9月29日（日）成年部主催のパークゴルフ大会が大中山パークゴルフ場で開催されました。スタート時点は晴れており全員問題無くスタートしましたが、先頭の組が18ホール終わった直後に雨が降りだしてきました。雨は益々激しくなり普段の練習の成果を出すことができず中止となりました。

実行委員会で用意した昼食弁当と抽選で当たった賞品をもらって終了となり残念でしたが来年も色々企画を変えて春、秋2回実施致しますので皆さん参加するようお願い致します。

